第13回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

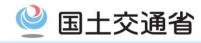
(第3回 フォローアップ会議)

説明資料①(「安全性向上目標」及び「フォローアップ指標」の進捗状況)

平成30年8月8日



「総合的な対策」による貸切バスの安全性向上目標



「総合的な対策」に掲げた各施策の着実な実施を通じ、「安全性向上目標」の実現を目指す。

安全性向上目標(目的変数)

i 同乗者の死亡事故件数

(貸切バス事業者第一当事故に限る)

H 25~27 ゼロ件 H28 1件 H 29 ゼロ件 **継続**

ii 同乗者の負傷事故件数

(貸切バス事業者第一当事故に限る)

H27 43件 H28 26件

H29 38件 H27から **H37までに** 半減

各施策のFU指標(説明変数)

各施策の効果・実施状況を定量的にフォローアップ

貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数

「総合的な対策」の 各施策による効果を分析・検証

- ・目標達成への寄与の度合
- ・施策間のつながり
- →今後の安全政策に活用

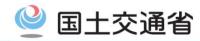
行政処分等・許可更新の実績

セーフティバス認定車両率

監查·巡回指導実施率

ASV車両導入率

各種対策の実施状況のフォローアップ指標①



(1)貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

「指標1:貸切バス事業者側に主たる責任がある

人身事故件数]

運行管理の強化や初任運転者等に対する指導・監督の強化をはじめとした対策の効果を図る総合的な指標。

・ 人身事故件数は着実に減少を続けている。

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

[指標2-1:行政処分等、許可更新の実績]

(処分等件数/監査件数)

※ 行政処分等:許可取消、事業停止、一部車両使用停止、警告、勧告をいう。

監査、更新制を効果的に実施し、法令の遵守状況や安全コストを適切に賄って継続的に事業を遂行できる経営状況にあるか厳しくチェックしている。

- ・ 監査については、行政処分量定引上げによる抑止力強化等により処分等率が 減少している。
- 更新制導入後の事業退出件数については、更新期限を迎える事業者のうち約 1割が退出しており、安全に事業を遂行する能力のない悪質な事業者の排除 について一定の効果が出ている。

貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数

H25	H26	H27	H28	H29
388件	374件	317件	302件	276件

監査·行政処分等実績

監査	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
監査件数	818件	910件	879件	1,169件
処分等件数	301件	287件	446件	397件
処分等率	36.8%	31.5%	50.7%	34.0%

更新制導入後の事業退出件数

更新	H29年度
退出事業者数	93者

[指標2-2:街頭監査の実施実績]

多客期を中心に全国で街頭監査を実施(出発前のバス発着場等で実施)し、 法令遵守状況の把握に努めている。緊急を要する重要な違反等が確認された場 合には、その場で運行を中止させる等の厳正な処分を行っている。

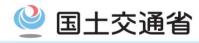
・ 運行指示書記載不備の改善等により、法令違反率が減少している。

街頭監査実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度
実施回数	64回	75回	90回
監査車両	372両	411両	817両
違反率	36.5%	17.0%	4.9%

■ 緊急を要する違反実績は無し

各種対策の実施状況のフォローアップ指標②



[指標2-3:指摘事項確認監査における是正率]

(是正が確認された件数/指摘事項確認監査実施件数)

平成28年12月に監査の実施方法を見直し、監査で確認した法令違反については直ちに是正を求めるとともに、是正状況の確認のための監査(未改善の場合、事業停止(3日間)又は事業許可取消し)を監査後30日以内に行うこととしている。

・ 平成29年度は是正率がほぼ100%であり、早期是正の効果が上がっている。 なお、是正が確認できなかった2者については、その後の監査を経て許可取消 処分とした。

指摘事項確認監査における是正状況

	H28年度 (H28.12~)	H29年度
指摘事項確認監査件数	100件	506件
法令違反是正確認件数	100件	504件
是正率	100%	99.6%

(3)監査等の実効性の向上

[指標3-1:監査·巡回指導実施率]

(年間の監査・巡回指導実施件数/貸切バス営業所数)

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、国が監査しきれない事業者に対しては、適正化機関が巡回指導を実施することにより、監査機能を補完する。これらにより、体制が整い次第、原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしている。

・ 国の監査件数の増加及び平成29年8月からの適正化機関による巡回指導の開始により、監査・巡回指導実施率が上昇している。

監査·巡回指導実施率

	H28年度 ※監査のみ	H29年度
営業所数	5,955営業所	5,737営業所
監査件数	879件	1,169件
巡回指導件数		1,101件
実施率	14.76%	39.57%

[指標3-2:行政処分等の合理化に資する取組実績]

行政処分等を実施する際の内部手続きについて、決裁ルートの見直し等により簡素化を図り、軽微な違反については速やかに処理が行えることとした。また、手続きが長期化する要因を引き続き検証し、改善を図っている。

・ 平成28年12月以前に比べ、処理期間が1/2以下に短縮されており、取組 の効果が表れている。

監査実施から行政処分等までの期間(全国平均)

	H28.12 以前	H30.5時点
監査実施から行政 処分等までの期間	5.6ヶ月	2.1ヶ月

J

各種対策の実施状況のフォローアップ指標③



(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

[指標4-1:セーフティバス認定車両割合]

(セーフティバス認定車両数/貸切バス車両数)

貸切バス事業の安全性を向上させるため、業界団体自らがインセンティブの付与 等により、セーフティバスの認定取得を推進する。

・ 毎年度、着実に増加しており、認定取得が推進されている。

[指標4-2:下限割れ運賃による運行を行う事業者割合]

(届出運賃による収受不可事業者数/調査事業者数)

安全コストを適切に賄いつつ継続的に事業を遂行する経営体力を持たず、下限割れ運賃による運行を行う事業者の根絶を目指す。

・ 下限割れ防止対策によりそうした事業者の割合は大幅に減少しているが、監査 による是正等によって、未だ存在する下限割れ運賃による運行の根絶を図る。

セーフティバス認定車両割合

H27年度	H28年度	H29年度
39.6%	44.2%	55.4%

下限割れ運賃事業者割合

新運賃制度直前 ~H26.3	H29.9
72.6%	14.7%

[指標4-3:旅行業者・ランドオペレーターの 貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合]

(書面交付義務違反件数/旅行業者・ランドオペレーター事業者数)

旅行業者・ランドオペレーターに新たに義務付けられる書面交付が、着実に実施されているか今秋よりフォローアップを行っていく。

書面交付義務違反割合

H30
今後、立入検査等により確認

※ H30.1~ 義務付け

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

[指標 5 : ASV技術※搭載車両 導入事業者割合]

(ASV技術導入事業者数/貸切バス事業者数)

※衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム等

ハード面による事故防止を促進するため、ASV(先進安全自動車)技術搭載の車両を導入する事業者の割合を引き上げる。

・ 貸切バス等大型車の安全性向上を図るため、新車に搭載したASV装置に対する購入補助、税制特例措置等を実施しており、その効果が導入事業者割合の増加に寄与している。

ASV技術搭載車両導入事業者割合

H28.11	H30.5
32.1%	41.1%